

令和 8 年度群馬県同行援護従業者養成研修（一般課程）実施要領

1. 目的

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他厚生労働省令で定める便宜を供与する技術を有する同行援護従業者の養成を図ることを目的として研修を実施する。

2. 主催

群馬県

なお、研修の実施は、公益社団法人群馬県視覚障害者福祉協会に委託する。

3. 研修期間

第 1 回：令和 8 年 6 月 1 8 日、6 月 1 9 日、6 月 2 9 日、6 月 3 0 日、7 月 1 日（5 日間）

第 2 回：令和 8 年 9 月 8 日、9 月 9 日、9 月 1 5 日、9 月 1 6 日、9 月 1 8 日（5 日間）

4. 研修内容

別紙「令和 8 年度群馬県同行援護従業者養成研修（一般課程）カリキュラム」のとおり

5. 会場

群馬県社会福祉総合センター／群馬県庁 昭和庁舎

6. 受講対象者

- ・義務教育修了程度の日本語の読み書きや会話の能力がある方
- ・指定同行援護事業所（今後指定を受けようとしている事業所を含む）において、同事業の業務に従事している又は、従事予定である従業者

7. 受講定員

受講定員は各回 4 0 名とする。

受講申込者が定員を超える場合には受講者を調整し決定する場合がある。

8. 受講料

無料（ただし、テキスト代実費負担）

9. 研修の修了

研修の全てを履修した者について修了証明書を交付する。

ただし、遅刻、早退、その他受講態度が著しく不良と認められる場合、また内容を理解していないと判断された場合は、修了証書を交付しない場合がある。